



2020年3月13日

内閣総理大臣 安倍晋三様
外務大臣 茂木敏充様

中華人民共和国と大韓民国への差別的措置に対する抗議声明

公益財団法人 日本 YWCA
会長 藤谷佐斗子
総幹事 尾崎裕美子

日本政府は、COVID-19(新型コロナウイルス感染症)について2020年3月5日の対策本部会議で、中華人民共和国(以下、中国)と大韓民国(以下、韓国)からの入国者の検疫強化・旅客機の到着空港の限定・査証の制限等を含む「水際対策の抜本的強化に向けた新たな措置」を決定し3月9日に発効しました。

すでに日本国内で多くの感染が発生している現時点においての「水際対策」には実質的な意味はありません。また、すでに感染が世界的に広まり、多くの国で多数の感染者が確認されている状況で中国・韓国のみに対する「対策」は、合理性のない差別的な措置です。

日本 YWCA はアジア・太平洋戦争後、戦争を推し進めた日本の全体主義と加害者性を深く悔いて、さまざまな世代の人々とともにその学びを進めてきました。その中で、今もなお、中国・韓国の人々への「差別意識」や日本人の「選民思想」を、教育や文化の中で訂正されることなく、継承され続けていることを憂慮しています。今回の措置は、それを国が組織的に行っている事態であると考えます。

今回の措置は、「2週間の隔離」を要請していますが、居所を自分で定めるようにしており、「公的交通機関を使用しないように」という要請に関しても、空港から居所までの移動手段について、全く触れていません。つまり「感染予防」を効果的に実施したいという意図は見えません。更に、居所の確保で生じる費用に対する経済的援助は全くしないとしています。

この非効果的であるだけでなく、差別的な対策は、結果的に、隣国である中国・韓国との溝を深くしました。日本がすべきことは過去においても、現在においても、真摯に、誠実に問題の根源に向き合い、世界の国々と共働して、困難に立ち向かうことです。日本政府がすべきことは人間に対する差別ではなく、COVID-19に関する適切な検査の実施、予防と治療法の開発です。中国・韓国に対して行った措置を謝罪し停止してください。